

資料 4

特別支援学校医療的ケア実施要綱 改正案

(平成22年4月1日から適用)

(趣旨)

第1 この要綱は、特別支援学校(以下「学校」という。)で医療的ケアを必要とする児童・生徒の健康の保持増進及び安全な学習環境を整備することにより、学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、「医療的ケア」とは、学校に在籍する児童生徒(以下「児童生徒」という。)に対して行われる、第7各号に規定する行為をいう。

(対象児童生徒)

第3 医療的ケアの対象となる児童生徒(以下「対象児童生徒」という。)は、保護者から第11第1項に規定する申請があった者のうち、第8の校内委員会の協議を経て、学校長が認めたものとする。

(看護師)

第4 医療的ケアに関わる看護師(以下「看護師」という。)は、医療的ケアの実施に関して次の業務を行う。

- (1) 対象児童生徒に対する医療的ケアの実施
- (2) 教員に対する医療的ケアの研修、指導
- (3) 医療的ケアの必要な児童生徒に係る介助
- (4) その他医療的ケアの実施に関する必要な事項

(担当教員)

第5 医療的ケアを実施する教員(以下「担当教員」という。)は、「特別支援学校医療的ケア研修実施要項」(平成16年1月30日作成。以下「研修実施要項」という。)第3に規定する研修の全てを修了していなければならない。

- 2 担当教員は、研修実施要項第3に規定する個別研修における対象児童生徒に限り、第7第2項各号に規定する範囲内において、医療的ケアを実施するものとする。
- 3 担当教員は、対象児童生徒の健康状態を常に把握し、教育的な見地から医療的ケアを実施するものとする。
- 4 学校長は、担当教員に対し医療的ケアの実施内容等について、医療的ケア実施計画書(様式第2号)に基づき、明らかにしなければならない。

(保護者)

第6 保護者は、対象児童生徒が学校で医療的ケアを受ける場合は、当該対象児童生徒の当日の健康状態を学校に報告しなければならない。

2 対象児童生徒の医療的ケアに必要な医療機器、医療用具等は、原則として保護者が準備する。ただし、学校において対象児童生徒の健康状態を把握する上で必要な医療機器等は除く。

(医療的ケア)

第7 学校において行なう医療的ケアは、原則として次に掲げるもののうち、看護師が対象児童生徒に対し医療的ケアを行うことについて支障がないと主治医により認められ、かつ、当該看護師が主治医から指示を受けたものとする。

(1) 吸引

ア 口腔内・鼻腔内吸引

イ 気管内吸引

(2) 経管栄養

ア 鼻腔管留置による注入

イ 留置以外の注入

ウ 胃瘻部・腸瘻部からの注入

(3) 導尿

ア 導尿

~~イ 自己導尿の自立に向けての指導・管理~~

(4) 酸素吸入

ア 酸素ポンベの交換

イ 吸入器具の装着

(5) 薬液の吸入

2 前項に規定する学校において行う医療的ケアのうち、担当教員が行うことができる医療的ケアは、主治医の指示に基づく次の範囲内とする。

(1) 咽頭より手前の範囲において吸引管を口から入れて行う、口腔の中まで上がってきた痰や、たまっている唾液の吸引

(2) 鼻腔管留置による注入（栄養管が正確に胃の中に挿入されていることを看護師が確認した場合に限る。）

(3) 胃瘻部・腸瘻部からの注入（胃瘻、腸瘻の状態に問題のないこと、かつ栄養管が正確に胃又は腸の中に挿入されていることを看護師が確認した場合に限る。）

~~(4) 自己導尿において、対象児童生徒本人又は看護師がカテーテルの挿入を行なう場合の、尿器や姿勢の保持等の補助~~

3 前2項に規定する医療的ケアについて、対象児童生徒の体調が不良であると学校長が認めるときは、当該児童に対する医療的ケアは行わない。

(校内委員会)

第 8 医療的ケアを実施しようとする学校において、医療的ケアを安全かつ適正に実施するために、学校に校内委員会を設置する。

2 校内委員会の委員は学校長、教頭、事務長、養護教諭、担当教員、看護師及び学校長が必要と認める者とする。

3 校内委員会の委員長は学校長とする。

4 校内委員会は、次の事項を協議する。

(1) 医療的ケアの実施申請のあった児童生徒に対する実施計画の策定に関すること。

(2) 対象児童生徒に係る医療的ケアの内容等の決定に関すること。

(3) 医療的ケアの実施に関すること。

(4) 担当教員の研修に関すること。

(5) 医療的ケアの実施にあたり、医療機関、保健所、消防署等の関係機関との連絡支援体制の整備に関すること。

(6) 前各号のほか、委員長が必要と認める事項。

(運営協議会)

第 9 特別支援学校における医療的ケアの安全かつ適正な運営を図るため、県教育委員会は運営協議会を設置する。

2 運営協議会の委員は、対象児童生徒の保護者、医師、看護師、学校の教員その他の者とする。

3 運営協議会の協議事項その他は、別に定めるものとする。

4 運営協議会の事務局は、特別支援教育課に置くものとする。

(協力体制)

第10 対象児童生徒については、主治医による医療面の協力体制が整っていないならぬ。

(医療的ケアの実施)

第11 新たに医療的ケアを受けようとする児童生徒の保護者は、医療的ケア実施申請書(様式第1号)を学校長に提出するものとする。

また、前年度から継続して医療的ケアを受けようとする場合は、実施年度ごとに医療的ケア実施申請書を学校長に提出するものとする。

2 前項に規定する医療的ケア実施申請書の提出にあたり、学校長は保護者に対し、養護学校で行なう医療的ケアの趣旨、実施体制等を、十分に説明しなければならない。

3 学校長は、第1項に規定する医療的ケア実施申請書の提出があった場合、当該児童生徒に対する医療的ケア実施計画書(様式第2号)を作成するものとする。

- 4 学校長は主治医に対し当該対象児童生徒に係る医療的ケアの指導等について、様式第3号に第1項に規定する医療的ケア実施申請書及び第3項に規定する医療的ケア実施計画書の写しを添えて、協力を依頼しなければならない。
- 5 前項の依頼を受けた主治医は、当該児童生徒の障害の程度及び健康状態等を考慮し、協力の可否について様式第4号により回答するものとする。
- 6 学校長は、前項の主治医から回答を得たときは、速やかに医療的ケアの実施の適否及び実施する場合の内容について、第8第1項に規定する校内委員会に諮らなければならない。
- 7 学校長は、前項の校内委員会の結果に基づき、医療的ケアを実施するときは、医療的ケア実施承認通知書（様式第5号）に第3項に規定する医療的ケア実施計画書を添えて保護者に対して通知するとともに、主治医に対して学校において実施する医療的ケアの内容について様式第6号により通知しなければならない。
また、医療的ケアを実施しないときは、保護者に対し理由を付して様式第7号により通知しなければならない。

（医療的ケアの実施内容の変更）

- 第12 医療的ケアの実施内容を変更又は追加する場合、医療的ケア実施内容変更申請書（様式第8号）を学校長に提出するものとする。
- 2 前項の医療的ケア実施内容変更申請書の提出があった場合、学校長は、医療的ケア実施計画書の変更又は追加をし、主治医に対し様式第9号により報告しなければならない。
 - 3 前項の報告を受けた主治医は、当該児童生徒の障害の程度及び健康状態等を考慮し、実施計画の変更の適否について様式第10号により回答するものとする。
 - 4 学校長は、前項の回答を得たときは、速やかに医療的ケアの実施変更の適否及び実施変更する内容について、第8第1項に規定する校内委員会に諮らなければならない。
 - 5 学校長は、前項の校内委員会の結果に基づき、医療的ケアの実施を変更するときは、医療的ケア実施変更承認通知書（様式第11号）に第2項により変更した医療的ケア実施計画書を添えて保護者に対して通知するとともに、主治医に対して学校において実施する医療的ケアの内容について様式第12号により通知しなければならない。
また、医療的ケアの実施内容等の変更をしないときは、保護者に対し理由を付して様式第7号により通知しなければならない。

（医師の指示）

- 第13 看護師は、第11第6項又は第12第4項の校内委員会の結果に基づき、対象児童生徒の医療行為に係る指示を指示書（様式第13号）により主治医から受けなければならない。
- 2 指示書に係る諸費用は、保護者が負担する。

(研修)

第14 学校長は、医療的ケアを安全かつ適正に実施するため、医療的ケアに関する次の研修を行うものとする。

- (1) 看護師研修
- (2) 担当教員研修

(緊急時の対応)

第15 学校長は、医療的ケアの実施にあたり、医療機関、保健所、消防署等の関係機関との連絡支援体制の整備を図るとともに、児童生徒に異常が生じた場合、速やかに処置がとれるよう、緊急時の対応マニュアルを策定し、当該マニュアルの内容について、関係者全員に確認させなければならない。

(報告)

第16 学校長は毎年度医療的ケアを実施するにあたり、当該年度の実施体制について医療的ケアの実施前までに医療的ケア実施体制報告書(様式第14号)により、特別支援教育課長へ報告しなければならない。

2 学校長は、医療的ケアの実施状況について、各学期終了後10日以内に医療的ケア実施状況報告書(様式第15号)により、特別支援教育課長へ報告しなければならない。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、学校における医療的ケアに関し必要な事項は、学校長は特別支援教育課長と協議するものとする。

附則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

特別支援学校医療的ケア研修（ステップ3）実施要領 改正案

（平成22年4月1日から適用）

1 趣旨

この要領は、「特別支援学校医療的ケア研修実施要項」（平成16年1月30日制定）におけるステップ3の研修について具体的な内容を定める。

2 ステップ3の研修目的

ステップ1及びステップ2の研修を踏まえ、医療的ケアを必要とする対象児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）ごとに作成する個別マニュアルに基づき、当該児童生徒に即した日常的・応急的手当の実技を修得する。

3 実施場所

病院又は各学校において指定した教室

4 研修において教師が行うことのできる日常的・応急的手当の内容

(1) 咽頭より手前の吸引

(2) 咳や嘔吐、喘鳴等の問題のない児童生徒で、留置されている管からの注入による経管栄養（ただし、経管の先端位置の聴診器による判断は除く。）

(3) 自己導尿の補助

自己導尿の補助は、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」（平成17年7月26日 厚生労働省医政局長）により原則として看護師の指導の下で実施する必要があるものと考えられるが、ステップ3の研修は実施するものとする。

5 研修の手順

(1) 学校長は、ステップ3の研修を受講する教員（以下「研修教員」という。）を指定すること。

ただし、研修を受講できる教員は、あらかじめステップ1及びステップ2の研修を受講した者であること。

また、研修教員は、1人の対象児童生徒の研修を修了するまでは、他の対象児童生徒に対する研修はできないものとする。

(2) 研修の実施にあたり、あらかじめ対象児童生徒の保護者にステップ3の研修内容を十分説明の上、研修に対する同意を得ること。

(3) 「医療的ケア研修（ステップ3）のマニュアル」（様式第1号。以下「研修マニュアル」という。）の作成を、学校長から対象児童生徒の主治医に依頼する。（研修マニュアルの作成にあたっては、別添記載例を参考にしてください。）

(4) 主治医又は主治医の指示に基づく看護師の指導の下で、研修マニュアルに基づく研修を、次の点に留意の上、実施する。

ア 児童・生徒の健康状態に十分配慮すること。

また、研修中に対象児童生徒に異常が生じた場合に、速やかに処置がとれるよう、あらかじめ関係者全員が緊急時の体制を確認しておくこと。

イ 研修中は、必ず保護者が付添うこと。

なお、保護者は日常行う医療的ケアの状況を踏まえ、研修教員に指導、助言できるものとする。

(5) 研修の実施日ごとに、研修教員は「医療的ケア研修（ステップ3）の記録」（様式第2号。以下「研修記録」という。）を作成すること。

なお、研修記録の作成にあたっては、研修教員の技術的達成状況について、主治医及び保護者から意見を受けること。

また、作成した研修記録は、校長、教頭、養護教諭の確認を受けること。

(6) この研修は、主治医が当該研修の結果、研修教員が医療的ケアを行うことが可能と判断した場合に修了すること。

この場合、研修記録の主治医の意見欄に、研修教員が医療的ケアを行うことが適当である旨の意見を必ず受けること。

なお、自己導尿の補助の研修修了判断については、主治医が行うことが困難である場合に限り、学校看護師が判断することはやむをえないものとする。

6 報告

研修対象教員がステップ3の研修を修了した場合、学校長は当該研修教員が医療的ケア研修を修了した旨を様式第3号により特別支援教育課長へ報告すること。